

令和 4 年 6 月 1 日

高等裁判所長官
地方裁判所長会同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

一昨年以来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は世界中に多大な影響を及ぼしてきたところですが、ワクチンや経口薬といった対策の進展に伴い、行動制限の緩和が進むようになるなど、多くの関係者の尽力により社会経済活動の平常化に向けた取組が実を結びつつあります。この会同も、ここ2年間は参考による開催を控えていましたが、本年は全国の地家裁所長や高裁長官が一堂に会し、直接意見交換をすることができ、大変嬉しく思います。感染症との闘いはなお続いているが、裁判所としては、引き続き感染拡大防止策を徹底した上で、感染終息後の社会の在り様を見据えながら、今後更に多様化する法的紛争に迅速・的確に対応できる態勢を整え、国民から負託された役割を果たしていかなければなりません。

我が国の社会の状況に目を向けると、各分野でデジタル化が急速に進展しており、新型コロナウイルス感染症の影響ともあいまって、情報通信技術を活用した新たな生活様式への変化が広く国民生活において生じています。裁判所としても、こうした変化に対応して各種裁判手続のデジタル化を進め、より良い司法サービスの提供により国民の信

頼に応えていくことが不可欠となっています。

先行している民事訴訟の分野では、全面的なデジタル化の先行実施としての意味合いを有するウェブ会議等を用いた争点整理の運用が更に拡大し、民事裁判書類電子提出システムの導入も始まりました。本年5月には民事訴訟法等の改正法が成立し、新たな民事訴訟手続の具体的な内容が明らかになりましたが、一方で、全面的な施行までに残された時間は3年余りとなっています。今般の法改正では、様々な規定の見直しや新たな制度の創設などが行われており、改正後の手続の運用について具体的なイメージ作りを早急に進める必要があります。同時に各庁で熱心に取り組まれている審理運営の改善について、その目的を十分に意識した具体的な実践と検証、再検討を繰り返すことにより実効性を高めていくとともに、両者を有機的に連動させ、デジタル化を取り込んだ民事訴訟のプラクティスの改革の像を明確化していくことが求められているように思います。

また、これと並行して民事執行や倒産などの手続についても、検討が急ピッチで進められており、この機会にデジタル化の意義を踏まえた事務の見直し等を行うことも急務となります。

刑事の分野においても、本年3月に刑事手続における捜査・公判のデジタル化方策についての検討結果が取りまとめられたところであり、今後は、法制審議会に議論の場を移し、法制化に向けた動きが加速することが見込まれます。これまでも裁判員制度の運営を中心として手続の様々な局面で在るべき刑事裁判の姿を見据えた取組が進められていますが、今後は、デジタル化後の公判準備や公判審理の在り様などをイメージしつつ探求していくことが期待されます。また、裁判員制度については、来年からは18歳、19歳の世代が新たに裁判員候補者となります。裁判所としては、このような若い層にも積極的に参加してもらうため、法教育の実情を踏まえた情報発信に努めることのほか、その声を制度運営の改善に生かしていくことも重要です。もとより、刑事裁判の中核として定着しつつある裁判員制度を確実に根付かせていくためには、引き続き、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組み、裁判員の視点や感覚を裁判内容に的確に反映させるとともに、その普遍的な意義を関係者間で共有することにより刑事裁判全体の深化へつなげていくことも求められます。

家庭裁判所においても、昨年12月から一部の庁でウェブ会議による家事調停手続の試行が開始されています。これまでにも調停ならではの良さを維持しつつ、紛争解決手段として更なる改善を目指す取組が続けられてきたところですが、その成果を基盤として、ウェブ会議の利点を生かした運用の検討を深めていく必要があります。デジタル化に向けた取組に際しては、家事調停以外の手続を含め、関係各職種が互いの役割や立場を理解しつつ連携・協働し、利用者のニーズを踏まえた検討と実践を行っていくことが強く期待されます。また、本年3月には、第二期成年後見制度利用促進基本計画が定められました。家庭裁判所としても、期待される役割を踏まえながら、地域連携ネットワークの中で適切に連携し、引き続き運用改善の実現に向けて真摯に取り組んでいく必要があります。少年事件については、改正少年法が本年4月に施行されました。特定少年も含め、個々の少年が抱える資質面や環境面等の具体的な問題に即して、改善更生に向けた適切な働きかけや処遇選択を行うことができるよう、引き続き適切な運用に努めていくことが求められています。

ところで、本年は、身近な紛争解決手段としてその役割

を果たしてきた調停制度が100周年を迎えます。調停制度は、発足直後に発生した関東大震災の際に急増した借地借家紛争の解決に当たる中で我が国社会に着実に根付き、家庭に関する紛争の解決も含め、その時々の社会経済情勢の中で大きな役割を果たすことにより、1世紀の長きにわたり、裁判手続と隣接した我が国法的紛争解決システムの大きな柱として機能し続けてきました。この間、国民からの信頼を得られてきたのは、調停の特性を生かせるよう制度改正や運用上の工夫を重ねることによって、時代や社会の変化に応じ、直面する紛争解決の要請に適時に応えてきたことが大きな要因といえるように思われます。

制度や組織が時代を超えて国民の信頼を得ていく鍵となるのは、その機能の中核、本質を見据えつつ周囲の変化を敏感・的確に捉えて柔軟に対応するために脱皮を図ることも躊躇しないという姿勢であると思います。前述したデジタル化の進展によって裁判所が直面する諸課題への対応においても、急速に変化する社会の要請を正確に受け止め、これまで我々が積み重ねてきた審理運営や事務の在り方をその本質から見つめ直した上で、抜本的な検討を行うことが欠かせません。同様に、裁判所の組織の在り様について

も、必要な見直しを検討していくことが求められます。全ての裁判所職員が知恵を絞り、意見交換を重ねるなど真剣に向き合い、裁判所全体としてこれに取り組んでいかなければなりません。

とりわけ、裁判所組織の中核を担う裁判官の役割は大きなものがあります。近年、基本的な意見交換の場である「部」において議論を重ねる取組が進められてきましたが、裁判官一人一人が、その経験を原点に据えて部の外にも議論の場を広げるなど、リーダーシップを発揮して組織的な諸課題に向き合っていくことが期待されます。また、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官などにおいても、事務の在り様が変化していく中でそれぞれが担っていくべき役割とは何かを問い合わせとともに、各職種が有する知見や専門性を結集して対応していく必要があります。

私たちの前には、先例のない予測困難な課題が立ち現れています。合議の本質をなす自由闊達な議論を司法行政においても実践する中で、地域や利用者の意見に耳を傾けるほか、これまでの歴史や諸外国の司法機関における経験にも視野を広げるなど、多角的にこれに取り組んでいくことが、それぞれの地域や社会における裁判所への信頼を高め、

国民から負託された責任を果たしていくことにつながると
言えましょう。裁判所職員一人一人が真摯にそのための職
責を果たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

以上